

目次

- 1 意見書・要望書の確定……………P 2
- 2 事務局に寄せられた御意見……………P 4
- 3 意見書・要望書の提出……………P 6
- 4 今後の流れについて……………P 7

発行日：令和8年7月6日（月）
発行元：「青木小学校」学校規模適正化等検討部会事務局
（事務局：横浜市教育委員会事務局学校計画課）



「青木小学校」学校規模適正化等 検討部会ニュース

第6回検討部会（公開）
日時：令和8年3月30日（月）
18時から
会場：神奈川公会堂
2階1号会議室

はじめに

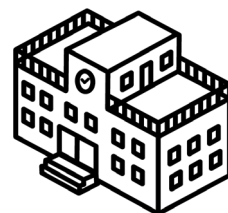
青木小学校では、通学区域内におけるマンション等の住宅開発により、今後、教室不足が見込まれていることから、学校規模の適正化に向けた検討を進めてきました。

地域代表、保護者代表及び学校長で構成する「『青木小学校』学校規模適正化等検討部会」において協議を重ね、令和8年3月に「意見書」及び通学安全に関する「要望書」が取りまとめられました。

その後、意見書は「横浜市学校規模適正化等検討委員会（以下、「検討委員会」という。）」に提出され、審議を経て答申書が取りまとめられました。これを受け、令和8年5月開催の教育委員会定例会において、青木小学校の学校規模の適正化に向けた対応策として、通学区域の変更を実施する方針が承認されました。

● 主な内容

- ① 「意見書」及び通学安全に関する「要望書」が確定しました。
- ② 検討委員会にて、付帯意見付きの「答申書」が取りまとめられました。
- ③ 教育委員会にて審議を行い、「意見書」及び「答申書」のとおり、通学区域の変更を実施する方針が承認されました。
- ④ 令和8年8月から、新たな通学区域を適用予定です。
- ⑤ 「中学校の通学区域」については調整中です。



保護者・地域にお住まいの皆さまへ

青木小学校の不足教室対策の検討結果及び今後の通学区域変更等について、検討部会事務局による地域向け報告会を開催いたします。

日時等、報告会の詳細については、7ページの開催案内を御確認ください。

1 「意見書」・通学安全に関する「要望書」の確定

第6回検討部会にて、検討部会の「意見書」及び通学安全に関する「要望書」について、その内容が確定いたしました。紙面の都合上、掲載はしていませんが、意見書及び要望書の全文ならびに第6回検討部会での議論（会議録）については、下記のQRコードから御確認ください。



【検討部会における「意見書」の検討 部会委員からの意見・質問】

(★:委員からの主な発言 ⇒:事務局からの説明・回答)

★ 指定校が三ツ沢小学校に変更となる場合、基本的には三ツ沢小学校に通学、青木小学校へ行くことはあえて選択する形となるのか。

⇒ 場合によってはそのように認識されることもあると考えます。

(「特別調整通学区域制度」の性質上、「指定校・受入校」が設定されますが、これにより、児童・保護者の方が就学先を選択するにあたっての条件等はございません。)

★ 「2 その他、通学区域変更にあたっての要望」(案)では、特別調整通学区域が解除されることを前提とした条件のように読み取れるため、修正してほしい。

また、「兄弟姉妹に関する要件(兄弟姉妹が青木小学校在学中に限るもの)」という記載の具体的な対象者がわかりにくいように感じた。

⇒ ご指摘の箇所については修正することが適切と考えるため、文言について再検討します。なお、兄弟姉妹に関する指定地区外の要件については、非常に複雑な整理となっているため、青木小学校及び関係する周辺校に対しても丁寧に説明し、指定地区外就学制度の運用が円滑に進むよう、努めてまいります。

【通学安全に関する「要望書」の検討 部会委員からの意見・質問】

(★:委員からの主な発言 ⇒:事務局からの説明・回答)

★ 新たに通学路となる箇所については、なるべく優先的に対応していただきたいという考え方を、要望書に具体的に盛り込んでほしい。

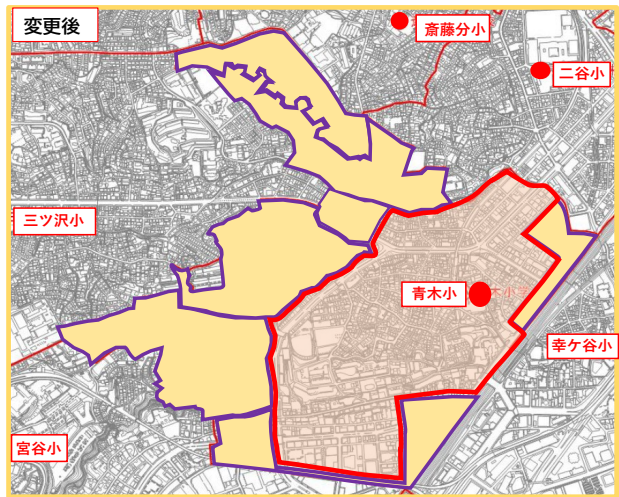
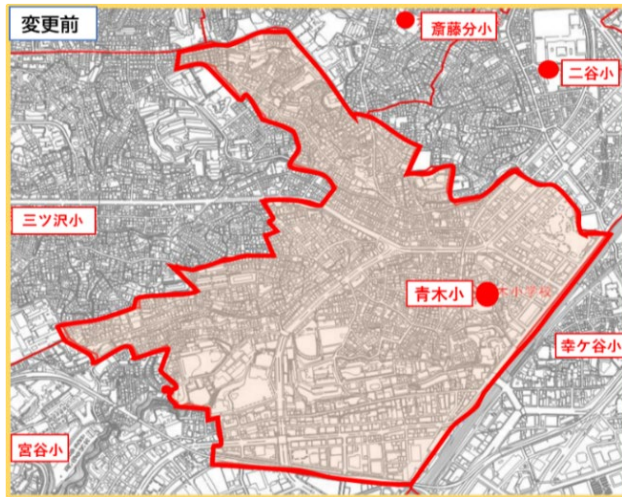
★ 検討部会から通学安全に関する要望が出ているという状況について、神奈川区と西区の両方の行政機関に対して、教育委員会から伝えておいてほしい。

また、今後、スクールゾーン対策協議会等で要望を提出していく際に、要望先が西区、神奈川区いずれの区であっても、行政区に関わらず受け止めてほしい。

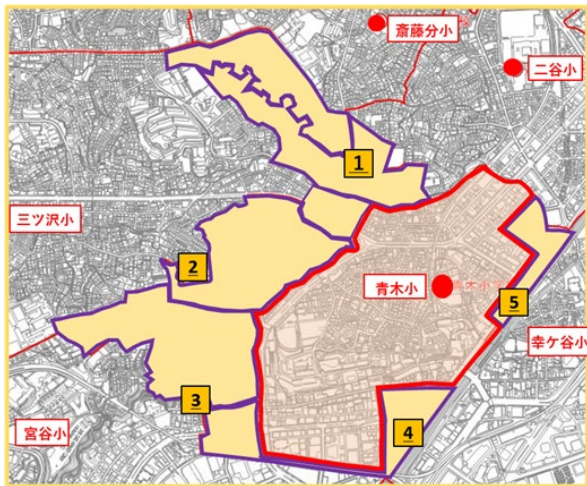
⇒ 特別調整通学区域の設定有無にかかわらず、各校におけるスクールゾーン対策協議会からの要望については、著しく学区外となる場合を除き、各行政機関等において検討されるべきものと考えています。そのため、要望書提出の際には、事務局から関係機関への説明の機会を設け、本日いただいた御意見についても、十分に共有したうえで、適切に検討されるよう調整してまいります。

<参考1>

① 通学区域図（通学区域変更前・変更後）



② 施行日以降、通学区域変更となる物件とその指定校

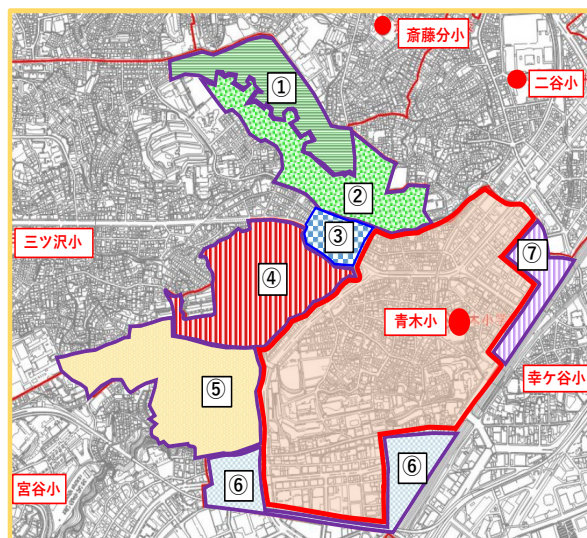


【通学区域変更対象物件・指定校】

	想定住所地（想定戸数）	入居見込年	指定校
①	栗田谷 15-11 (70 戸)	令和 10 年度	斎藤分小
②	松ヶ丘 58-3 (66 戸)	令和 9 年度以降	三ツ沢小
③	沢渡 4-2 (61 戸)	令和 9 年度	宮谷小
④	鶴屋町 1-41・42 (76 戸)	入居済（一部）	宮谷小
⑤	桐畑 2・3-5 (200 戸)	令和 9・10 年度	二谷小

… 通学区域
 … 特別調整通学区域の設定地域

③ 施行日以降、特別調整通学区域が設定される地域とその指定校及び受入校



	対象地域	通学区域変更(特別調整通学区域)	
		(指定校)	(受入校)
①	栗田谷(① 北・② 南) ※ ① の物件を除く	斎藤分小	青木小
②			
③	松本町3丁目	三ツ沢小	青木小
④	松ヶ丘 ※ ② の物件を除く	三ツ沢小	青木小
⑤			
⑥	沢渡 ※ ③ の物件を除く	三ツ沢小	青木小
⑦			
⑧	鶴屋町・台町(一部) ※ ④ の物件を除く	宮谷小	青木小
⑨			
⑩	桐畑・反町(一部) ※ ⑤ の物件を除く	二谷小	青木小
⑪			

- ※ ⑥ (一部地域の詳細): 鶴屋町一丁目、台町 1, 6, 8, 9, 11-1~11-19
 鶴屋町三丁目及び台町のうち、六角橋第 394 号線以西の地域
- ※ ⑦ (一部地域の詳細): 桐畑 2, 3, 反町一丁目 1, 8

<参考2>

① 通学区域変更 前 の青木小学校の児童数・学級数の推計値（令和7年度義務教育人口推計）

青木小	R8	R9	R10	R11	R12	R13	保有教室	個別(R8 実数)
児童数	753	781	803	811	838	866	24	53 名
学級数	24	24(26)	25(27)	26(27)	27	28		8 学級

② 通学区域変更 後 の青木小学校の児童数・学級数の推計値

（青木小を選択可能な通学区域において、全ての児童が青木小学校へ就学した場合の最大値）

青木小	R8	R9	R10	R11	R12	R13	保有教室	個別(R8 実数)
児童数	753	756	748	731	728	725	24	53 名
学級数	24	24	24	24	24	24		8 学級

- ・表中の「児童数」及び「学級数」は、一般学級の児童数・学級数
- ・表中の「R8」児童数及び学級数は、令和8年5月1日現在の実数値
- ・表中の「R9～R13」の児童数及び学級数は、「令和7年度義務教育人口推計」による推計値
- ・表中の「学級数」の（ ）内は、各学年の児童数が1～5人増加した場合の最大学級数（増級時のみ表示）
- ・表中の「保有教室」は、「令和7年度義務教育人口推計」に掲載の公表値

③ 通学区域変更に伴う周辺校における児童数・学級数について

通学区域変更先となる、「齋藤分小学校」、「二谷小学校」、「三ツ沢小学校」及び「宮谷小学校」については、“青木小を選択可能な通学区域において、全ての児童が各小学校へ就学した場合の最大値で試算した結果”、いずれの小学校においても必要な教室を確保可能な見込みとなっていることを確認しています。

※詳細は8ページの「検討委員会 当日資料」のQRコードにて御確認ください。

2 事務局に寄せられた御意見（第5回検討部会から第6回検討部会開催まで）

第5回検討部会から第6回検討部会開催までに寄せられた御意見が3件ありました。

※お寄せいただいた御意見は全て検討部会にて報告しています。なお、紙面の都合上、事務局で内容を要約しています。
全文は第6回検討部会「当日資料」の「資料4」を御覧ください。（8ページにQRコード記載）

（◆：お寄せいただいた御意見 ⇒：事務局からの説明・回答）

◆ 台町に引っ越してきた。現在未就学児がいるが、今後、青木小学校には通えるのか。

⇒ 現在、お住まいの当該地域（台町）は、通学区域変更案では、指定校を青木小学校から宮谷小学校へと変更したうえで、希望により青木小学校も就学先として選択が可能な「特別調整通学区域」を設定する案となっております。

なお、就学する学校の選択にあたり、必要な要件等はございません。

また、現時点では、特別調整通学区域の設定について、具体的な期限を設ける予定はございません。

◆ 特別調整通学区域を設定しない物件のうち、鶴屋町 1-41 のみが入居済のマンションとなっている。私立に通わせる保護者もいると思うが、引き続き、当該マンションの通学先を青木小学校とした場合、どのような影響があると考えているのか。

⇒ 当該マンションについては、入居開始以降、青木小学校へ通学する児童は年々増加しております。また、現在も約 80 戸が賃貸等により継続して供給（募集）されている状況を踏まえると、幼児・児童数は引き続き、増加することが見込まれます。当該マンションにおける将来の児童数については、現在の幼児・児童数（基本数）に幼児増減率・就学率・転出入率等の各種率を反映し、さらに入居募集中の住戸について、将来、新たに入居が見込まれる人数として上乗せして試算を行っております。当該マンションは既に入居を開始していることから、宮谷小学校・青木小学校のいずれかの学校を選択できる「特別調整通学区域（※）」を設定することも検討いたしました。当該マンションに居住するすべての幼児・児童が将来にわたって青木小学校を選択した場合に加えて、現在募集中の物件への入居が進んだ場合、青木小学校の教室が不足する見込みとなりました。このため、「特別調整通学区域」は設定せず、通学区域変更を実施する方向性が検討部会において取りまとめられました。

※ 特別調整通学区域制度

学校の施設及び通学路の状況等を考慮し、指定校（正規校）又は教育長が定める指定校以外の学校（受入校）のいずれかを選択できる制度。

◆ 鶴屋町 1-41 のマンションが特別調整通学区域に入るのは難しいことは理解できた。幸ヶ谷小学校を選択することも難しいのか。

⇒ 幸ヶ谷小学校は、敷地面積 6,472 m²（参考：青木小学校の敷地面積は 9,288 m²）と極めて狭小で限られている中、600 名を超える児童が在籍しており、近隣の神奈川小学校との通学区域調整を行ったほか、教室不足の対策として学校敷地内のグラウンドに増築棟を建設するなどして、学校運営を行っています。また、幸ヶ谷小学校の通学区域内での住民の入れ替わりが多いこと、今後開発が予定されている物件も複数あることを踏まえ、同校の通学区域を新たに拡大し、追加の児童を受け入れることは困難であると判断しております。

検討部会終了後（第 6 回開催以降）にお寄せいただいた意見（要約）

第 6 回検討部会開催後にお寄せいただいた意見については、いただいた御意見について事務局で整理のうえ、令和 8 年 4 月 28 日開催の検討委員会にて報告しました。

- ◆ 入居がすでに開始している物件（鶴屋町 1-41、42）であるにも関わらず、他の新規物件と同様に、特別調整通学区域の設定がされないのは当物件に入居している住民としては納得できない。
- ◆ 特別調整通学区域が指定されない物件についても、今後、設定することも含め、検討してほしい。
- ◆ 通学安全対策が不安。ハード面だけでなく、ソフト面（登校班・見守り体制など）も検討してほしい。
- ◆ 住所地によって、通う学校を指定する方法ではなく、抽選制や自由選択制など、通学区域制度の変更を検討してほしい。

3 「意見書」・「要望書」の提出

『青木小学校』の学校規模適正化等に関する意見書」の提出

当検討部会における「意見書」については、令和8年4月28日の横浜市学校規模適正化等検討委員会に提出され、審議の結果、意見書の内容に付帯意見を付けて横浜市教育委員会に答申されました。

その後、「青木小学校」学校規模適正化等検討部会の澤野部会長及び戸張副部会長から下田教育長に意見書が提出されました。



左から下田教育長、澤野部会長、戸張副部会長

※意見書の全文・詳細については、8ページの「意見書」のQRコードにて御確認ください。

通学安全に関する「要望書」の提出

通学安全に関する「要望書」については、神奈川区役所、西区役所、神奈川警察署及び西警察署に提出されました。今後、関係機関において、要望の実施の可否の検討を進めてまいります。



左から戸張副部会長、澤野部会長、鈴木神奈川区長

※要望書の全文・詳細については、8ページの通学安全に関する「要望書」のQRコードにて御確認ください。

4月28日 横浜市学校規模適正化等検討委員会での議論の要旨

検討委員会において「意見書の中では、想定よりも子どもの人数が増えた場合には、今回、設定する特別調整通学区域を解除することも想定した意見が記載されているが、一方で、想定よりも子どもの人数が減少すると見込まれた場合についても、柔軟に対応することも必要ではないか」との意見が出され、審議の結果、付帯意見が付され、答申書が取りまとめられました（付帯意見の内容は、下記、答申の下線部を参照）。

※「答申書」全文については、8ページの「答申書」のQRコードにて御確認ください。

【横浜市学校規模適正化等検討委員会で決定された答申内容】

令和6年8月23日付で諮問のありました標記の件について、横浜市学校規模適正化等検討委員会条例第2条に基づき、別紙「青木小学校」の学校規模適正化等に関する意見書のとおり、答申します。

なお、当委員会として、「想定よりも子どもの人数が増えることにより、再び青木小学校の教室不足が見込まれた場合のみならず、減少が見込まれた場合についても、柔軟に検討・対策を講じることが望ましい」との付帯意見を申し添えます。

5月8日 教育委員会定例会での議論の要旨

教育委員会定例会では、通学区域変更に伴う通学安全対策や個別支援学級の児童への配慮等について意見が挙がりました。教育委員会での審議の結果、青木小学校の教室不足対策は、通学区域変更の実施をすることで対応することが承認されました。

※会議の詳細等については、8ページの「5月8日教育委員会」のQRコードにて御確認ください。

4 今後の流れについて

(1) 規則改正について

5月8日の教育委員会定例会にて、青木小学校の通学区域変更が承認されたことを受け、令和8年8月の規則改正(※)に向けて、事務手続き等を進める予定です。

※「横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則」

規則改正後、今回の通学区域変更の対象となる児童

今回の通学区域変更の対象となる児童は下記のとおりです。(在校生は通学区域変更の対象外となります。)

- ◆令和8年8月の規則改正以降に、入学となる新小学1年生（令和9年4月入学）
- ◆令和8年8月の規則改正以降に、対象地域に転入される小学生

(2) 地域向け報告会の開催について

青木小学校の教室不足対策につきまして、これまでの検討経過ならびに、「通学区域変更の内容」や、「通学安全に関する対応状況」等、保護者及び地域の皆様向けにお知らせすることを目的に、『地域向け報告会』を開催いたします。

日時等、詳細につきましては、下記に記載しておりますので、御覧ください。

地域向け報告会のお知らせ（※事前申し込み不要※）

① 令和8年8月28日（金） 午後7時～

② 令和8年8月29日（土） 午前10時～

※事務局からの説明及び質疑応答を含めて1時間程度を予定しています。

※両日とも説明内容は同じです。御都合に合わせて御参加ください。

1. 会 場 青木小学校 体育館（横浜市神奈川区桐畑17）

2. 対 象 青木小学校の児童の保護者の方

青木小学校の不足教室対策について御関心のある方

【留意事項】

- ・会場は体育館となりますので、上履き及び履物を入れる袋を御持参ください。
- ・当日は気温の上昇が見込まれますので、熱中症予防のため水分補給ができる飲み物等を各自で御用意ください。
- ・学校には来客用駐車場はありません。来校の際は、公共交通機関等を御利用いただき、お車での来校は御遠慮くださいますようお願いいたします。
- ・車いすを御使用の方など、配慮が必要な場合は、事前に担当まで御連絡ください。
(御連絡先は、最終ページのお問い合わせ先と同一です)
- ・報告会で配付する資料及び当日の質疑応答の内容につきましては、後日、教育委員会のホームページに掲載予定です。

(3) 中学校における通学区域調整について

青木小学校の通学区域変更に伴う、中学校の通学区域（栗田谷中・松本中・軽井沢中）については、関係校及び関係する地域代表の皆様へ説明を行い、児童の友人関係等に配慮して検討を進めています。

なお、特別調整通学区域の設定を含む中学校の通学区域の変更を実施した場合、各校の教室数に支障はございません。

今後、対象地域にお住まいの皆様へチラシ配付等により意見募集等を実施のうえ、今秋を目途に、対応方針を決定したいと考えています。

おわりに

検討部会は第6回をもって終了し、本ニュースについても本号をもって最終号となります。

これまで御協力いただきました地域・保護者の皆さまに心より御礼申し上げます。なお、中学校の通学区域の調整結果等につきましては、令和8年度中に改めて地域の皆さまへお知らせする予定です。

検討部会の経過等については、ホームページからも御覧になれます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/tekiseika/aoki-husoku.html>

青木小学校 不足教室対策



で検索

【各資料等に直接アクセス可能な QR コード】



【ホームページ】



【第6回検討部会資料】



【第6回検討部会会議録】



【意見書】



【通学安全に関する要望書】



【検討委員会当日資料】



【答申書（検討委員会）】



【5月8日教育委員会】

◆ 事務局（お問い合わせ先）

検討部会は終了しますが、皆さまからの御意見や御質問につきましては、引き続き、受け付けております。Eメール、電話またはFAXでお寄せ下さい。

横浜市教育委員会事務局学校計画課

Eメール：ky-kanagawa2024@city.yokohama.lg.jp TEL：045-671-3252 FAX：045-651-1417